

報道発表

【令和7年10月14日】

COCORONOMACHI



尾道市総務部総務課
生活安全係（担当）藤原・細谷
電話 〔直通〕(0848)38-9216
〔代表〕(0848)38-9111
〔内線〕311
FAX (0848)37-2740
E-mail kikikanri@city.onomichi.hiroshima.jp
〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1

件名

『株式会社エンジョイライフしまなみ恩海』との災害協定について
～災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定～

件名のことについて、下記のとおり災害協定を締結しますのでお知らせします。

1 趣 旨

災害時において、住民生活の早期安定を図ることを目的に、キッチンカーによる炊き出しの実施に関する協定を締結するものです。

協定締結先

株式会社エンジョイライフしまなみ恩海
代表取締役 米倉 豊

2 協定式

日 時	場 所	協 定 先 出 席 者
令和7年10月14日（火） 10時45分～	市役所4階 委員会室	株式会社エンジョイライフ しまなみ恩海 代表取締役 米倉 豊 全国キッチンカー事業振興協会 会長 鈴木 貴

3 協定内容

- ・避難所や、避難所開設が困難な地域での炊き出しの実施
- ・避難所等へ調達可能な食材や物資の配送

4 添付資料

協定書

【添付資料】

☒ 有

☐ 無

災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの
実施等に関する協定書

尾 道 市

株式会社エンジョイライフしまなみ恩海

災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書

尾道市（以下「甲」という。）と株式会社エンジョイライフしまなみ恩海（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施に関し、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時において、住民生活の早期安定を図ることを目的に、甲が乙に対して行う支援協力の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- (1) 甲が設置する避難所での炊き出しの実施
- (2) 避難所開設が困難な地域での炊き出しの実施
- (3) 甲が管理する物資拠点から避難所等への物資の配送
- (4) 乙が調達可能な食材及び物資の供給
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方がこの協定による協力として行うことを適当と認めたもの

（要請の方法）

第3条 甲の乙に対する協力要請手続は、災害時支援協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに当該要請書を送付するものとする。

（要請に伴う措置）

第4条 乙は、第2条の規定による要請があった場合は、速やかに業務の実施可能性について検討し、可能な限り協力を行うものとする。

- 2 乙は、キッチンカーによる炊き出しを行う場合は、特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示し、又は利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。
- 3 乙は、キッチンカーによる炊き出しを行う場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）を遵守し、提供する食事を加熱する等、食中毒が発生しないよう配慮するものとする。
- 4 乙は、キッチンカーによる炊き出しを行う場合は、必要に応じてそしゃく、えんげ機能の低下している被災者に配慮する食事を提供するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、第2条の要請を受けた場合において、この協定に基づき協力をを行ったときは、災害時支援実施報告書（別記様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が提供した労務に対する対価及び原材料等に要した費用については、原則として、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、業務完了後、前条の費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、当該費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。

（損害への対応）

第8条 この協定に基づく業務を実施するに当たって、乙に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものであるときは、乙の責任において対処する。

（支援機関等）

第9条 乙は、第2条の規定による支援を行うため、必要に応じて全国キッチンカー事業振興協会（以下「協会」という。）及び一般社団法人日本キッチンカー経営審議会（以下「審議会」という。）に協力を要請し、共同して実施することができる。

2 乙は、前項の協力を要請する場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

3 乙は、第1項の規定により共同して第2条の規定による支援を行うため、あらかじめ、協会及び審議会と文書により実施体制等を定めるものとし、その内容を甲に通知するものとする。

4 第1項の規定により共同して第2条の規定による支援を行う場合における手続、費用負担等については、第4条から前条までの規定を準用し、乙が代表してこれを行う。

（平時の防災活動への協力）

第10条 乙は、平時において、甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練について、可能な限り協力するものとする。

（連絡体制）

第11条 甲及び乙は、災害時の協力要請手続を円滑に行うため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を定め、災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定連絡先報告書（別記様式第3号）により相互に届け出しておくものとする。

- 2 甲及び乙は、連絡する順位を定めた連絡先を毎年度当初に、災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定連絡先報告書（別記様式第3号）により甲乙互いに報告するものとし、期中に異動があった場合も、その都度、同様式により報告するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この期間満了の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、この協定を変更又は終了させる旨の文書による意思表示がない場合は、協定期間は引き続き1年間延長するものとし、以後において期間が満了するときも同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義若しくは変更が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲及び乙が署名・捺印をして、各自その1通を所持する。

令和7年10月14日

甲 尾道市

代表者 尾道市長 平 谷 祐 宏

乙 広島県尾道市向島町2341番地1

株式会社エンジョイライフしまなみ恩海

代表取締役 米 倉 豊

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

株式会社エンジョイライフしまなみ恩海
代表取締役 様

尾道市長

災害時支援協力要請書

災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定
第 3 条の規定により、次のとおり要請します。

要 請 日	要 請 場 所	要 請 内 容 及 び 品 目	数 量
特記事項			

所属：
担当者名：
連絡先：
メールアドレス：

年 月 日

尾道市長 様

株式会社エンジョイライフしまなみ恩海
代表取締役

災害時支援実施報告書

業務が完了したので、災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの
実施等に関する協定第 5 条の規定により、次のとおり報告します。

要請日	要請場所	要請内容及び品目	数量
特記事項			

所属：
担当者名：
連絡先：
メールアドレス：

様式第 3 号（第 1 1 条関係）

災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等
に関する協定連絡先報告書

年 月 日

様

報告者

災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定
第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり連絡先等について報告します。

順位	担 当 等	電 話	勤務時間	ファックス
			夜間・休日	
1				
2				
3				